

新（赤文字部分が変更箇所）：2025年4月10日以降	旧（赤文字部分が変更箇所）
第1条 コミュファ光優遇割について	第1条 コミュファ光優遇割について
（省略）	（省略）
第2条 コミュファ光優遇割の適用	第2条 コミュファ光優遇割の適用
1～3（省略）	1～3（省略）
4.前3項による金利引下げが行われた場合で返済方式が元利均等返済方式である場合、最終返済期日を変えずに毎回の元利金返済額を再計算し、再計算後の元利金返済額は、借入金利の変更があった日以降の当社所定の約定返済日から適用されます。なお、当該再計算においては、住宅ローン規約第4条第3項第1号および第2号の定め（当社所定の「金利変動リスク等に関する説明」の5.（ウ）に規定されている「5年ルール」および「125%ルール」）は適用されません。また、再計算後の借入金利及び返済額については、住宅ローンマイページの「返済予定明細」をご確認ください。	4.（新設）
第3条 コミュファ光優遇割の終了	第3条 コミュファ光優遇割の終了
1.（省略）	1.（省略）
2.前項によりコミュファ光の契約等による金利引下げが終了した場合で返済方式が元利均等返済方式である場合、最終返済期日を変えずに毎回の元利金返済額を再計算し、再計算後の元利金返済額は、借入金利の変更があった日以降の当社所定の約定返済日から適用されます。なお、当該再計算においては、住宅ローン規約第4条第3項第1号および第2号の定め（当社所定の「金利変動リスク等に関する説明」の5.（ウ）に規定されている「5年ルール」および「125%ルール」）は適用されません。また、再計算後の借入金利及び返済額については、住宅ローンマイページの「返済予定明細」をご確認ください。	2.前項による金利引下げの終了に関しては、住宅ローン規約 第4条3(2)に定める125%ルール、5年ルールの適用対象外となります。
【2025年4月10日現在】	【2025年1月14日現在】